

交通政策審議会海事分科会船員部会
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和4年9月2日(金)

15:30～17:00

3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

菊池 浩二 石崎汽船株式会社 常務取締役

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長

配 布 資 料 一 覧

資料 1 交通政策審議会への諮問について

諮問第 4 1 1 号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」

資料 2 海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年 10 月 30 日運輸省最低賃金公示第 6 号）

資料 3 国内旅客輸送業の概要

資料 4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

資料 5 海上旅客運送業船員賃金実態調査

資料 6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

資料 7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

資料 8 最低賃金の改正に係る参考資料

- ・ 海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
- ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和 4 年 4 月）
- ・ 消費者物価指数（10 大費目）
- ・ 物価動向について
- ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
- ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
- ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
- ・ 令和 4 年度の最低賃金について
- ・ 地域別最低賃金額一覧
- ・ 給与勧告の実施状況等

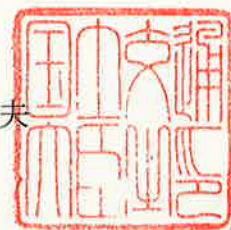
国海員第 98 号
令和 4 年 7 月 20 日

交通政策審議会

会 長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣

斉 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 411 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 4 年 1 月 20 日	令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 1 号

1 適用する地域
全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

- (1) 遠洋区域を航行区域とする船舶
- (2) 近海区域を航行区域とする船舶
- (3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 職員（事務部職員を除く。） | 247,350 円 |
| (2) 事務部職員 | 193,250 円 |
| (3) 部員 | 185,900 円 |

5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

附 則（令和4年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、令和4年2月19日から効力を生ずる。

国内旅客輸送業の概要

令和4年9月
海事局内航課

1. 新型コロナウイルス感染症の影響

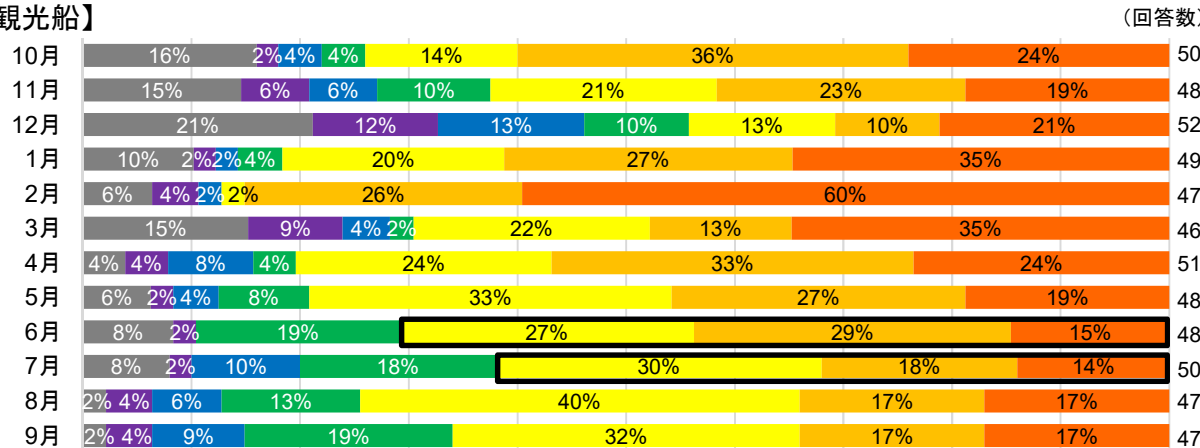
新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（内航旅客船）

- 観光船について、運送収入が30%以上減少した事業者が7月は62%と、6月と比較し減少している。
- 観光船以外について、運送収入が30%以上減少した事業者が7月は14%と、6月と比較し減少している。
- 支援制度について、資金繰り支援では81%の事業者を活用実績があり、雇用調整助成金では75%の事業者に活用実績がある。

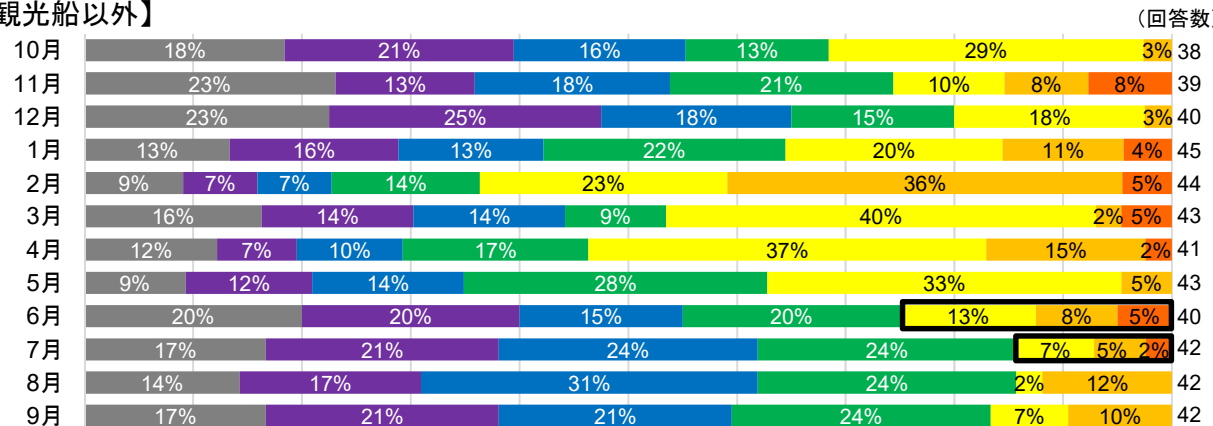
○運送収入（2019年同月比）（2022/8月・9月は見込）

■ 影響なし・増加 ■ 0%～10%減少 ■ 10%～20%減少
 ■ 20%～30%減少 ■ 30%～50%減少 ■ 50%～70%減少 ■ 70%以上減少

【観光船】



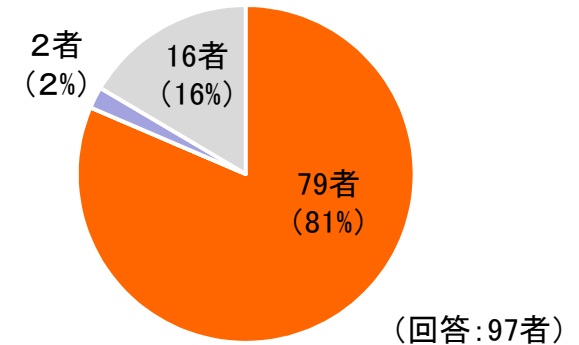
【観光船以外】



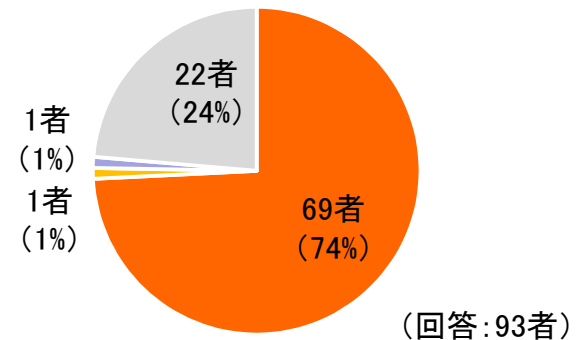
※輸送人員も概ね同様の傾向。

※主に観光地に就航する船舶を「観光船」として海事局で分類。

○資金繰り支援の活用状況



○雇用調整助成金の活用状況



■ 給付済 ■ 申請済(未給付)
 ■ 活用に向けて検討中 ■ 活用予定なし

※調査方法: 内航海運(旅客)事業者97者(総事業者945者)に対して業界団体・各地方運輸局等より影響をヒアリング

※屋形船東京都協同組合を含む

No.	年月日	事業者名	所在県	航路	状態
1	2021/1/1～	熊野観光開発株式会社	和歌山県	熊野川水域航路 (一般旅客定期航路事業)	休止中
2	2021/1/12	岩手県北自動車 株式会社	岩手県	浄土ヶ浜-太田名部、宮古湾内 (一般旅客定期航路事業)	廃止
3	2021/3/28	株式会社西鉄ホテルズ	福岡県	博多湾内 (旅客不定期航路事業)	廃止

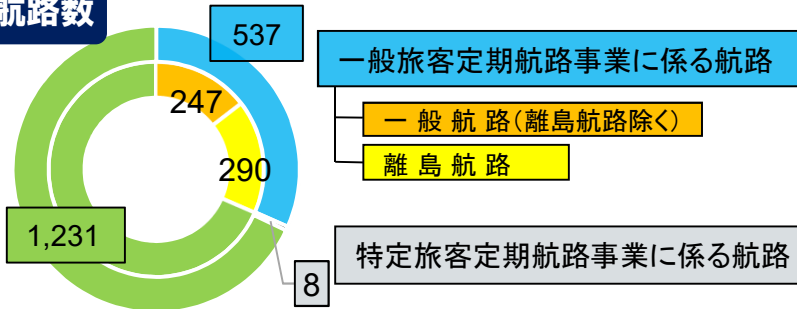
- ✓ 上記の他、青森県のシライイン株式会社が、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、2023年3月31日で運航終了・航路廃止を表明している。
- ✓ 2021年4月以降の廃業等の調査においては、一般旅客定期航路事業で4件、旅客不定期航路事業で15件の廃業の報告があった。
- ✓ その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、現在も断続的に運航を休止している事業者が複数ある。

2. 国内旅客輸送業の現状

- フェリー・旅客船は日本の各地で地域の住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであり、また、地域の魅力を活かした船旅が各地で実施されており、観光分野からも地域経済を支えている。
- 国内旅客航路は、一般旅客定期航路事業(537航路)と旅客不定期航路事業(1,231航路)及び特定旅客定期航路事業(8航路)から成る。事業者数に大きな変動は見られないものの、本四架橋や高速道路料金引下げの影響等により、輸送人員は長期的に低下傾向にある中で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で前年度比43.5%の大幅減となった。
- 航路維持が大きな課題であり、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要。

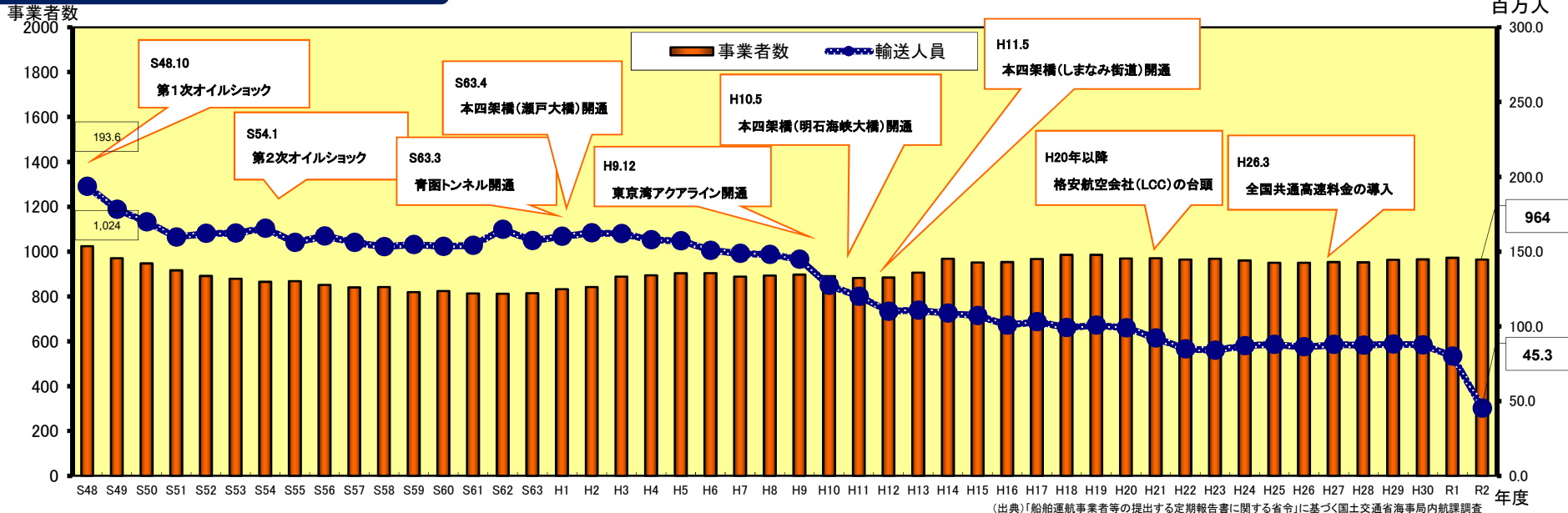
国内旅客船航路事業の航路数

※・R3.4.1時点の航路数
・海上タクシー(旅客定員
12名以下)の航路数は除く



一般旅客定期航路事業	航路を定めて定期的に運航例)長距離フェリー・離島航路等
特定旅客定期航路事業	特定の者の需要に応じて、航路を定めて定期的に運航例)スクールボート等
旅客不定期航路事業	航路を定めて不定期に運航例)屋形船・遊覧船等

国内旅客船事業の輸送量の推移



- 一般旅客定期航路事業者及び長距離フェリー航路事業者とも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で旅客輸送量が大幅に減少し、平均収支率が100%を割り込む厳しい経営環境となっている。
- 費用の20%超を占めている燃料費の高騰を受け、引き続き予断を許さない状況が続いている。
- また、船舶の耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は、近年 75%を超えて推移しており、2021年現在 78%を占める。

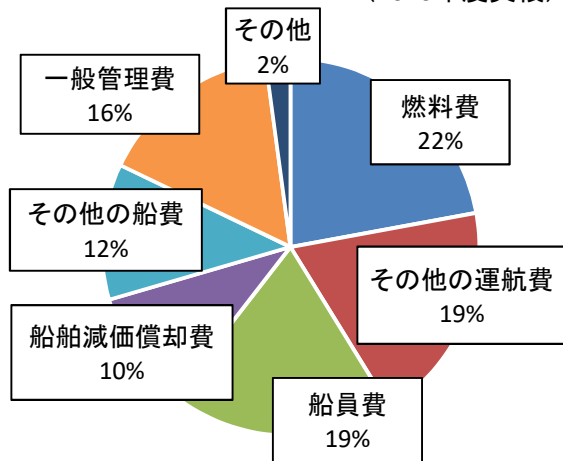
一般旅客定期航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	503百万円
平均収支率	88%

(393事業者)

費用割合

(2020年度実績)



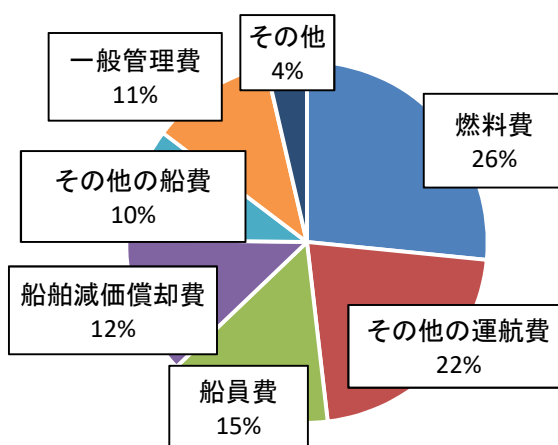
長距離フェリー航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	11,792百万円
平均収支率	98%

(8事業者)

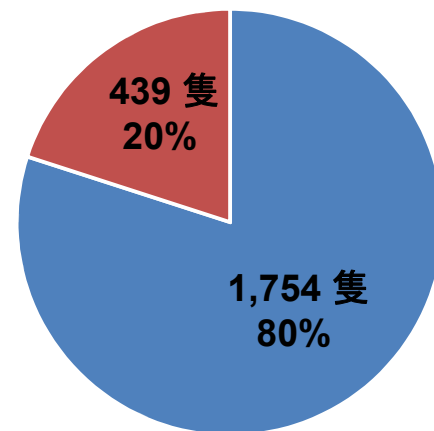
費用割合

(2020年度実績)



旅客船の船齢状況

全2,193隻
(2022.4.1時点)



■ 14年以上の船舶 ■ 14年以内の船舶

旅客航路事業現況表より

- 地域公共交通は、新型コロナや燃油価格高騰等の影響による厳しい経営状況に関わらず、社会のインフラとして地域のくらしを守るためサービス提供を維持してきたところ。
- 今後、加速する少子高齢化、運転手不足やデジタル技術による移動需要の代替など、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、情報化・データ化等を通じた事業の効率化・高度化による企業経営の改善を図るとともに、観光と連携した取組、多様な主体の参画による地域交通に対して支援を行い、もって持続可能な地域公共交通を実現する必要。

補助対象事業者 ○鉄軌道事業者 ○バス事業者 ○タクシー事業者 ※一部、燃油価格高騰への対策を含む
○旅客船事業者 ○航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)

情報化・データ化等による地域交通の経営改善支援事業

公共交通事業者による、デジタル化による経営効率化や感染症対策による安心なサービスの提供に対する支援。

【支援対象のイメージ】

- ・ 公共交通のCX・DX化の推進に要する経費
- ・ 感染症対策に要する経費
- ・ 新たな取組に係る実証運行に要する経費



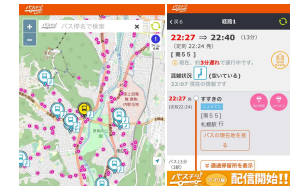
乗降データによる
効率的な運行



AIオンデマンド交通



空気清浄機 等



リアルタイム情報提供

既存の地域公共交通支援に対する追加的な支援

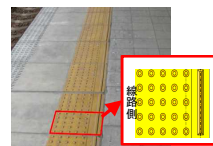
- ・ コロナの影響を受けた既存補助路線・航路の維持(欠損額増大に対する支援、補助要件の緩和)
- ・ 地域の鉄道における安全対策
- ・ 交通機関におけるバリアフリー対策(点字ブロック、福祉タクシー、障害者用ICカードシステム等)



車両の更新



福祉タクシー



線路設備の修繕



線路設備の修繕

地域が支える地域公共交通の先進・優良事例への支援

地域公共交通を地域の多様な主体が支える先進的な取組(共創)をモデル的に支援。

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和4年4月1日現在)

業 種 局 別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R4. 4. 1)	6	16	412	412
	② (R3. 4. 1)	7	17	429	429
	① — ②	△ 1	△ 1	△ 17	△ 17
東北運輸局	① (R4. 4. 1)	1	3	91	91
	② (R3. 4. 1)	1	3	91	91
	① — ②	0	0	0	0
関東運輸局	① (R4. 4. 1)	14	17	678	643
	② (R3. 4. 1)	14	17	574	537
	① — ②	0	0	104	106
北陸信越運輸局	① (R4. 4. 1)	3	3	156	156
	② (R3. 4. 1)	3	3	151	151
	① — ②	0	0	5	5
中部運輸局	① (R4. 4. 1)	3	8	190	190
	② (R3. 4. 1)	3	8	191	191
	① — ②	0	0	△ 1	△ 1
近畿運輸局	① (R4. 4. 1)	5	15	599	575
	② (R3. 4. 1)	5	13	573	549
	① — ②	0	2	26	26
神戸運輸監理部	① (R4. 4. 1)	1	6	247	247
	② (R3. 4. 1)	1	6	259	259
	① — ②	0	0	△ 12	△ 12
中国運輸局	① (R4. 4. 1)	3	4	79	79
	② (R3. 4. 1)	3	4	80	80
	① — ②	0	0	△ 1	△ 1
四国運輸局	① (R4. 4. 1)	7	12	279	262
	② (R3. 4. 1)	7	12	281	266
	① — ②	0	0	△ 2	△ 4
九州運輸局	① (R4. 4. 1)	22	30	851	809
	② (R3. 4. 1)	21	30	831	789
	① — ②	1	0	20	20
沖縄総合事務局	① (R4. 4. 1)	2	2	28	28
	② (R3. 4. 1)	2	2	29	29
	① — ②	0	0	△ 1	△ 1
計	① (R4. 4. 1)	67	116	3,610	3,492
	② (R3. 4. 1)	67	115	3,489	3,371
	① — ②	0	1	121	121

海上旅客運送業船員賃金実態調査

【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	47歳	297, 000円	746, 500円
賃金が最も低かった者	75歳	247, 500円	247, 500円
平 均	50. 4歳	329, 401円	425, 367円
人 数	46人		

【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	65歳	429, 337円	444, 637円
賃金が最も低かった者	74歳	186, 000円	186, 000円
平 均	48. 9歳	215, 729円	251, 752円
人 数	43人		

資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和4年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、8隻（職員46人、部員43人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海手当の合計額である。

海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 1 0 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 1 1 年	—	—	176,500円
平成 1 2 年	—	—	177,050円
平成 1 3 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 1 8 年	—	—	—
平成 2 5 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 2 6 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 2 7 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 2 8 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 2 9 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 3 0 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円
令和 3 年	247,350円	193,250円	185,900円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)					最賃額		247,350		(単位：円，％)		
会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考	
		標 準 給 付 額	職 務 給 付 額							(航海日当／月)	
A	航・機士	181,490	57,400			13,395		252,285	4,935	大型C F	19.00 日
B	〃	178,110	57,400			14,805		250,315	2,965	大型C F	21.00 日
C	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	95,390	個別協約	30.00 日
D	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	41,680	個別協約	20.00 日
E	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型C F	20.00 日
F	〃	247,620	3,600		4,650	15,100	7,500	278,470	31,120	個別協約	20.00 日
G	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	27,710	個別協約	23.00 日
H	〃	178,110	57,400			12,690	12,240	260,440	13,090	大型C F	18.00 日
I	〃	178,110	57,400			12,810	30,300	278,620	31,270	個別協約	18.17 日
J	一航・機士	237,270	10,000	35,591				282,861	35,511	個別協約	- 日
K	航・機士	243,550		24,355		9,100		277,005	29,655	中四旅客	20.00 日
L	〃	195,000				25,000	35,000	255,000	7,650	個別協約	17.33 日
M	〃	179,800	57,400			14,100		251,300	3,950	大型C F	20.00 日
N	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型C F	20.00 日
O	〃	243,550		24,360		13,400		281,310	33,960	中四旅客	20.00 日
P	〃	179,800	57,400			12,690		249,890	2,540	大型C F	18.00 日
Q	〃	178,110	57,400			14,100		249,610	2,260	大型C F	20.00 日
R	〃	250,670	3,740	62,670				317,080	69,730	個別協約	- 日
S	〃	186,560	57,400			14,100		258,060	10,710	大型C F	20.00 日

2. 事務部職員

最賃額

193,250

(単位：円，％)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)
		標 齢 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	239,190	3,580	59,800				302,570	109,320	個別協約 - 日
b	〃	184,870	57,400			12,690		254,960	61,710	大型C F 18.00 日
c	〃	178,110	10,460			14,100		202,670	9,420	大型C F 20.00 日
d	〃	226,260		22,630		13,400		262,290	69,040	中四旅客 20.00 日
e	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	12,320	個別協約 23.00 日

3. 部 員

最賃額

185,900

(単位：円，％)

会 社 名	職 名	基 本 給 (初 任 額)		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最賃額 との差	備 考 (航海日当／月)
Aa	部員 (未経験)	171,350	9,870			11,430	12,240	204,890	18,990	大型C F 18.00 日
Ab	〃	171,350	9,870			11,430		192,650	6,750	大型C F 18.00 日
Ac	〃	171,350	9,870			13,335		194,555	8,655	大型C F 21.00 日
Ad	〃	168,350				11,538	30,300	210,188	24,288	個別協約 18.17 日
Ae	〃	171,350	9,870			12,065		193,285	7,385	大型C F 19.00 日
Af	〃	166,600	3,650		4,350	12,700	7,500	194,800	8,900	個別協約 20.00 日
Ag	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型C F 20.00 日
Ah	〃	158,000				15,000	20,000	193,000	7,100	個別協約 17.33 日
Ai	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型C F 20.00 日
Aj	〃	168,620	3,410	42,160				214,190	28,290	個別協約 - 日
Ak	〃	171,970		25,796				197,766	11,866	個別協約 - 日
Al	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型C F 20.00 日
Am	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	19,670	個別協約 23.00 日
An	〃	169,550		16,960		10,300		196,810	10,910	中四旅客 20.00 日
Ao	〃	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	22,218	個別協約 20.00 日
Ap	〃	169,550		16,955		6,300		192,805	6,905	中四旅客 20.00 日
Aq	〃	158,370	2,000			19,050	82,500	261,920	76,020	個別協約 30.00 日
Ar	〃	171,350	9,820			12,700		193,870	7,970	大型C F 20.00 日
As	〃	171,350	9,870			12,700		193,920	8,020	大型C F 20.00 日

最低賃金の改正に係る参考資料

海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	R4.3.14	246,400	185,550
東 北	R4.3.14	245,700	183,800
関 東	R4.3.2	247,400	186,000
北陸信越	R4.4.8	246,000	180,350
中 部	R4.4.8	247,100	184,550
近 畿	R4.3.11	247,200	185,850
神 戸	R4.3.11	247,300	185,850
中 国	R4.3.7	245,900	178,550
四 国	R4.4.8	245,900	178,550
九 州	R4.4.8	245,900	178,550
沖 縄	R4.3.11	247,350	185,900

費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)

単位:円

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,020 (30,060) 960	39,320 (48,180) -8,860	50,360 (56,270) -5,910	61,390 (64,360) -2,970	72,430 (72,460) -30
住居関係費	44,710 (44,700) 10	79,300 (54,430) 24,870	63,280 (46,870) 16,410	47,260 (39,310) 7,950	31,240 (31,750) -510
被服・履物費	5,780 (5,160) 620	3,990 (5,800) -1,810	6,240 (7,270) -1,030	8,490 (8,740) -250	10,740 (10,200) 540
雑費Ⅰ	22,620 (23,600) -980	37,190 (50,950) -13,760	53,470 (63,150) -9,680	69,760 (75,350) -5,590	86,030 (87,570) -1,540
雑費Ⅱ	10,350 (11,200) -850	19,130 (32,990) -13,860	22,740 (32,260) -9,520	26,340 (31,540) -5,200	29,950 (30,810) -860
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
前年	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790
対前年増減	-240	-13,420	-9,730	-6,060	-2,400
対前年比 (前年100)	99.8	93.0	95.3	97.2	99.0

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和3年人事院勧告(参考資料)」、「令和4年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（１０大費目）

年平均		総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607
指数・2年100	平成29年	98.6	96.8	99.3	96.4	96.7	98.3	97.5	99.5	109.6	98.3	101.7
	30年	99.5	98.2	99.2	100.2	95.7	98.5	99.0	100.9	110.1	99.0	102.1
	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
対前年比・%	平成29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
月別指数・2年100	03年1月	99.8	100.0	100.4	96.1	101.4	98.2	99.4	99.9	99.1	100.8	100.6
	2月	99.8	99.5	100.5	96.4	101.3	98.3	99.4	100.1	99.1	100.5	100.9
	3月	99.9	99.1	100.5	97.3	101.4	100.2	99.8	100.2	99.1	100.9	100.9
	4月	99.1	99.0	100.6	98.8	101.4	101.6	99.6	93.2	100.2	101.5	100.9
	5月	99.4	99.3	100.6	100.7	101.5	101.5	99.7	93.5	100.3	101.9	101.0
	6月	99.5	99.9	100.6	101.4	101.7	101.0	99.6	93.5	100.3	101.1	100.8
	7月	99.7	99.6	100.6	102.0	102.3	99.3	99.7	94.6	100.3	102.4	101.1
	8月	99.7	99.9	100.7	102.0	102.3	98.1	99.8	93.8	100.3	103.2	101.1
	9月	100.1	101.4	100.7	103.1	101.6	101.7	99.7	93.5	100.4	101.6	101.2
	10月	99.9	100.8	100.7	104.4	101.7	101.8	99.4	92.3	100.4	102.1	101.8
	11月	100.1	100.8	100.7	106.0	102.1	102.3	99.4	92.8	100.4	101.7	101.8
	12月	100.1	100.9	100.7	107.1	101.0	101.3	99.3	92.5	100.4	101.9	101.6
	04年1月	100.3	102.0	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7
	2月	100.7	102.3	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8
	3月	101.1	102.5	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

物価動向について(2)

【出典】 物価・賃金・生活総合対策本部（令和4年第3回） 資料1：内閣府資料

- 消費者物価上昇の継続：6月の消費者物価（総合）は前年比2.4%と引き続き高い伸び。上昇の内訳は、主にエネルギー（約5割）、生鮮食品（約1割）、生鮮食品を除く食料（約3割）に起因（図1）。
- 家計の物価上昇感の高まり：民間エコノミストは物価上昇率は当面2%台で推移し、その後低下すると予想。一方、家計では1年後に5%以上の物価上昇を予想する割合が大幅に増加（図2）。

図1 消費者物価（総合）

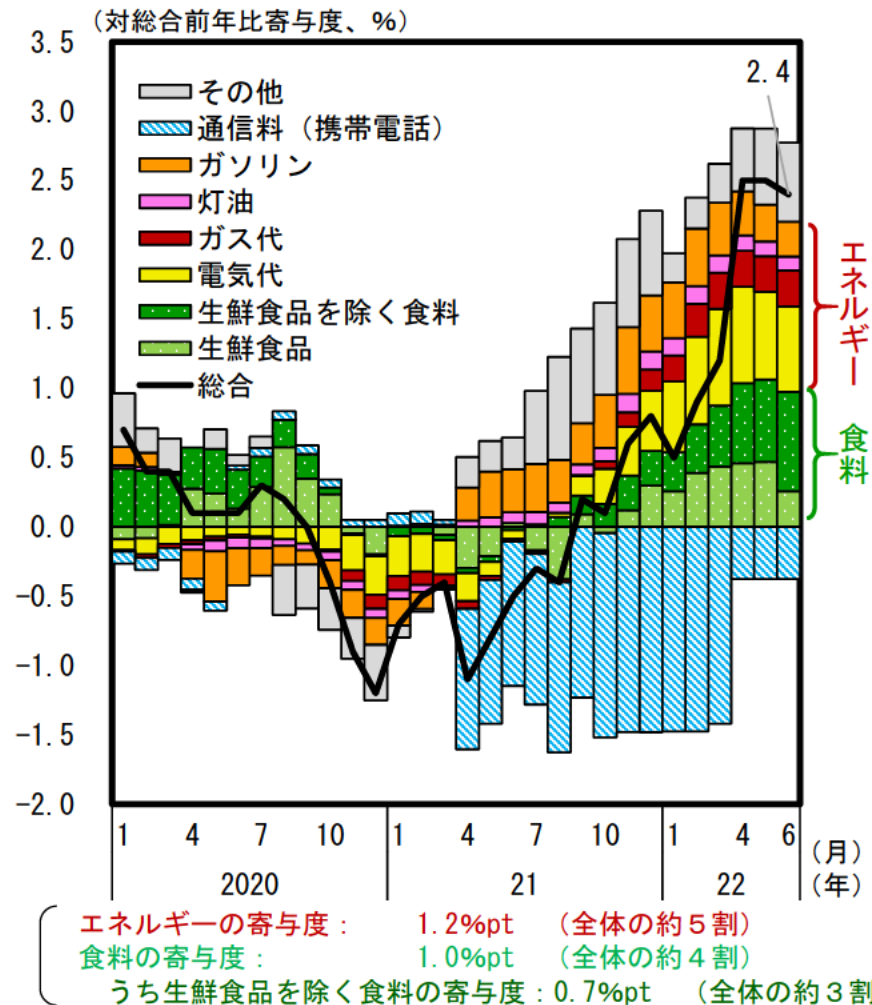
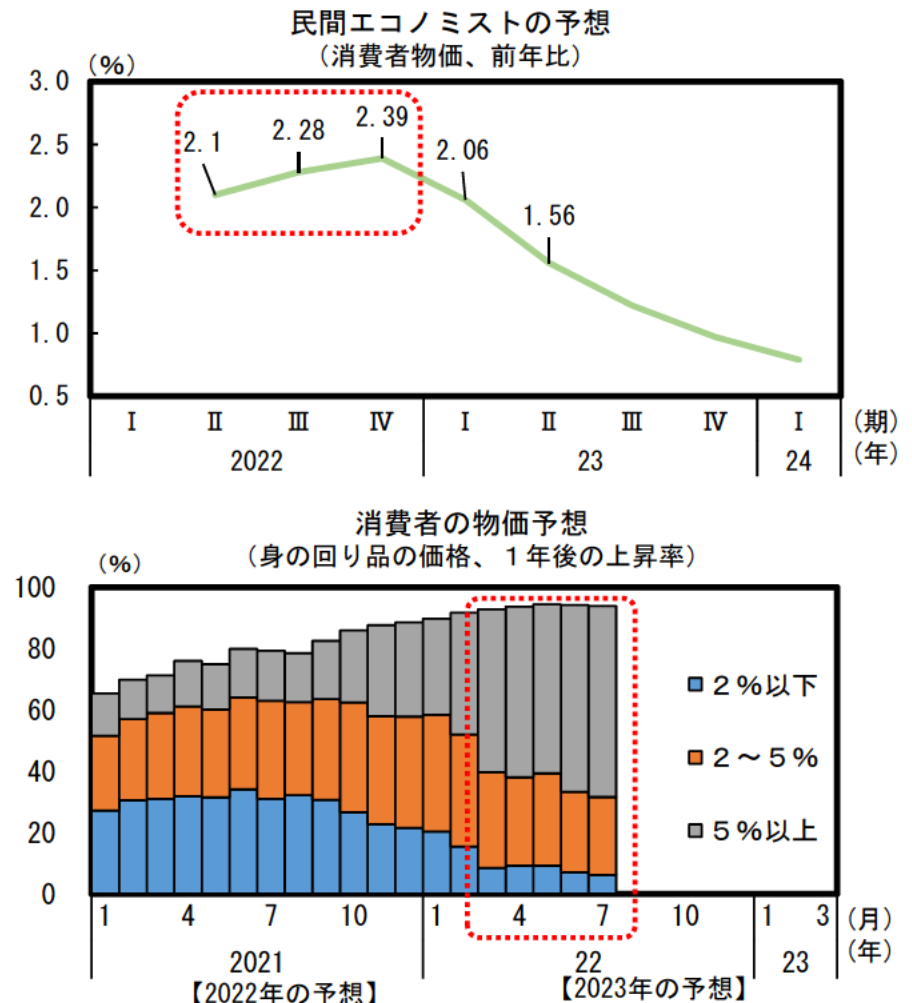


図2 家計の物価上昇感の高まり



決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R4.3末現在)

決 定 方 式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	274	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	227	29,743
イ 新産業別最低賃金	225	29,713
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	225	29,713
ロ 従来の産業別最低賃金	2	30
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	26

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R4.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
製 食料品・飲料製造業関係	7	4	182
造 繊維工業関係	5	7	142
木材・木製品製造業関係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	85
印刷・同関連産業関係	2	11	111
塗料製造業関係	4	2	63
ゴム製品製造業関係	1	1	49
窯業・土石製品製造業関係	4	3	103
鉄鋼業関係	20	32	1,412
非鉄金属製造業関係	9	9	409
金属製品製造業関係	4	9	117
一般機械器具製造業関係	25	235	5,146
精密機械器具製造業関係	7	7	219
電気機械器具製造業関係	45	222	8,907
輸送用機械器具製造業関係	33	144	8,686
小 計	169	688	25,637
非製造業			
新聞・出版業関係	1	1	6
各種商品小売業関係	30	16	1,970
自動車小売業関係	23	218	2,048
自動車整備業関係	1	10	32
道路貨物運送業関係	1	3	20
小 計	56	248	4,076
合 計	225	936	29,713

2-2 従来の産業別最低賃金

(R4.3末現在)

業 種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	26
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合 計	2	5	30

注：1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。
3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和4年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和4年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別				年 度	令和３年度	令和２年度	
地 域 別 最 低 賃 金					930 (47)	902 (47)	
				対前年度上昇率（％）	3.10	0.11	
特 定 最 低 賃 金 （※１、２）	新 産 業 別 最 低 賃 金	製 造 業	食料品・飲料製造業関係		815 (7)	801 (7)	
			繊維工業関係		799 (5)	798 (5)	
			木材・木製品製造業関係		876 (1)	875 (1)	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係		838 (2)	831 (2)	
			印刷・同関連産業関係		792 (2)	792 (2)	
			塗料製造業関係		972 (4)	955 (4)	
			ゴム製品製造業関係		915 (1)	897 (1)	
			窯業・土石製品製造業関係		915 (4)	895 (4)	
			鉄鋼業関係		975 (20)	953 (20)	
			非鉄金属製造業関係		889 (9)	877 (9)	
			金属製品製造業関係		922 (4)	908 (4)	
			一般機械器具製造業関係		935 (25)	917 (25)	
			精密機械器具製造業関係		920 (7)	899 (7)	
			電気機械器具製造業関係		908 (45)	890 (45)	
			輸送用機械器具製造業関係		951 (33)	934 (33)	
			小 計		930 (169)	912 (169)	
		非 製 造 業	新聞・出版業関係		853 (1)	835 (1)	
			各種商品小売業関係		845 (30)	837 (30)	
			自動車小売業関係		907 (23)	893 (23)	
			自動車整備業関係		892 (1)	865 (1)	
			道路貨物運送業関係		910 (1)	910 (1)	
			小 計		877 (56)	865 (56)	
	合 計			923 (225)	906 (225)		
			対前年度上昇率（％）	1.88	0.33		
	旧 産 業 別 最 低 賃 金					816 (1)	816 (1)
	総 合 計					922 (226)	905 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、（ ）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所:「令和4年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) (1.54)	6 ～ 7	(0.98) (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

令和4年度の最低賃金について

【出典】 物価・賃金・生活総合対策本部（令和4年第3回） 資料4：厚生労働省資料

- 8月2日、中央最低賃金審議会において、令和4年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- 今後、この目安額を踏まえ、各地方最低賃金審議会で改定額を議論。

地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

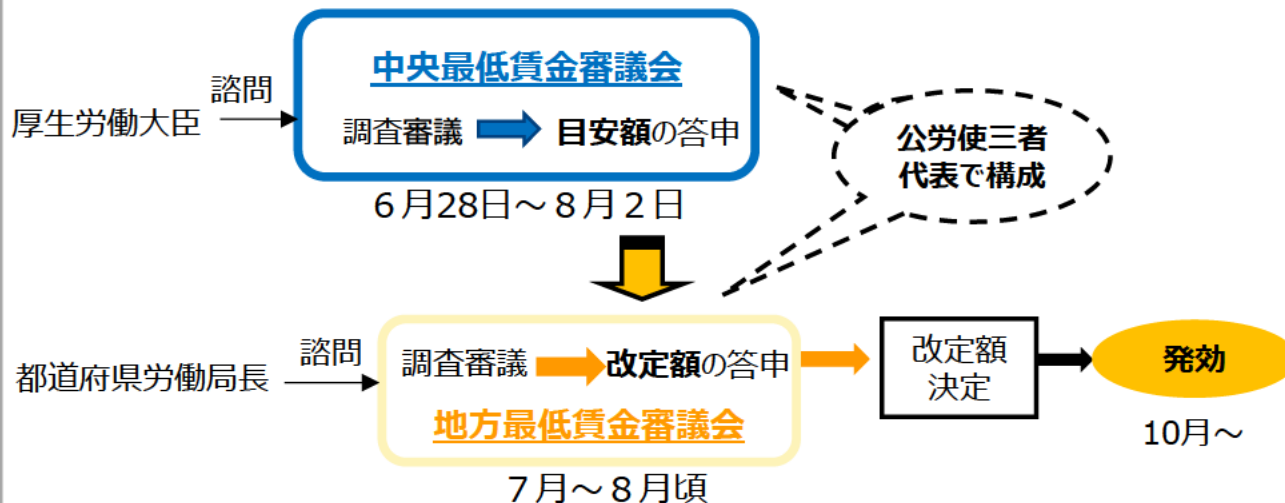
改定年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
引上げ額（円）	15円	16円	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円※
引上げ率（％）	2.0％	2.1％	2.3％	3.1％	3.0％	3.1％	3.1％	0.1％	3.1％	3.3％※
改定額（円）	764円	780円	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円※

※ 令和4年度の目安額は、全国加重平均で31円

表中の令和4年度の数値は、地方最低賃金審議会でも目安額通りに改定額を決定した場合

最低賃金決定の流れ（令和4年度）

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

経済財政運営と改革の基本方針2022

（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつれ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和2年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和3年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		円 902	—	円 1	円 930	—	円 28
A	埼玉	928	R2. 10. 1	2	956	R3. 10. 1	28
	千葉	925	R2. 10. 1	2	953	R3. 10. 1	28
	東京	1,013	R1. 10. 1	0	1,041	R3. 10. 1	28
	神奈川	1,012	R2. 10. 1	1	1,040	R3. 10. 1	28
	愛知	927	R2. 10. 1	1	955	R3. 10. 1	28
	大阪	964	R1. 10. 1	0	992	R3. 10. 1	28
B	茨城	851	R2. 10. 1	2	879	R3. 10. 1	28
	栃木	854	R2. 10. 1	1	882	R3. 10. 1	28
	富山	849	R2. 10. 1	1	877	R3. 10. 1	28
	山梨	838	R2. 10. 9	1	866	R3. 10. 1	28
	長野	849	R2. 10. 1	1	877	R3. 10. 1	28
	静岡	885	R1. 10. 4	0	913	R3. 10. 2	28
	三重	874	R2. 10. 1	1	902	R3. 10. 1	28
	滋賀	868	R2. 10. 1	2	896	R3. 10. 1	28
	京都	909	R1. 10. 1	0	937	R3. 10. 1	28
	兵庫	900	R2. 10. 1	1	928	R3. 10. 1	28
C	広島	871	R1. 10. 1	0	899	R3. 10. 1	28
	北海道	861	R1. 10. 3	0	889	R3. 10. 1	28
	宮城	825	R2. 10. 1	1	853	R3. 10. 1	28
	群馬	837	R2. 10. 3	2	865	R3. 10. 2	28
	新潟	831	R2. 10. 1	1	859	R3. 10. 1	28
	石川	833	R2. 10. 7	1	861	R3. 10. 7	28
	福井	830	R2. 10. 2	1	858	R3. 10. 1	28
	岐阜	852	R2. 10. 1	1	880	R3. 10. 1	28
	奈良	838	R2. 10. 1	1	866	R3. 10. 1	28
	和歌山	831	R2. 10. 1	1	859	R3. 10. 1	28
	岡山	834	R2. 10. 3	1	862	R3. 10. 2	28
	山口	829	R1. 10. 5	0	857	R3. 10. 1	28
	徳島	796	R2. 10. 4	3	824	R3. 10. 1	28
	香川	820	R2. 10. 1	2	848	R3. 10. 1	28
D	福岡	842	R2. 10. 1	1	870	R3. 10. 1	28
	青森	793	R2. 10. 3	3	822	R3. 10. 6	29
	岩手	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	秋田	792	R2. 10. 1	2	822	R3. 10. 1	30
	山形	793	R2. 10. 3	3	822	R3. 10. 2	29
	福島	800	R2. 10. 2	2	828	R3. 10. 1	28
	鳥取	792	R2. 10. 2	2	821	R3. 10. 6	29
	島根	792	R2. 10. 1	2	824	R3. 10. 2	32
	愛媛	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 1	28
	高知	792	R2. 10. 3	2	820	R3. 10. 2	28
	佐賀	792	R2. 10. 2	2	821	R3. 10. 6	29
	長崎	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	熊本	793	R2. 10. 1	3	821	R3. 10. 1	28
	大分	792	R2. 10. 1	2	822	R3. 10. 6	30
	宮崎	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 6	28
	鹿児島	793	R2. 10. 3	3	821	R3. 10. 2	28
	沖縄	792	R2. 10. 3	2	820	R3. 10. 8	28

資料出所：「令和4年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
18	8月8日	なし	――	――	―	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	―	0.0	1.87
20	8月8日	なし	――	――	―	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.9	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	1.3	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	――	―	―	2.20

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)